

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、栗東市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 栗東市を代表する者
- (2) 栗東市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、栗東市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が指名した副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1)総会から委任された事項に関すること。
  - (2)専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関すること。
  - (3)総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4)その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。  
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮ったうえで、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局 (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計 (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。  
(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。  
(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散 (解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、栗東市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則 (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和5年6月9日から施行する
- 2 この会則の施行の際現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会栗東市準備委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員である者は、それぞれわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会栗東市準備委員会の議決事項及び関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会栗東市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会」と読み替えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会委員名簿（令和8年2月20日時点）

（順不同・敬称略）

会長：1名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市関係	栗東市	市長	竹村 健

副会長：5名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市議会関係	栗東市議会	議長	里内 英幸
スポーツ関係	公益財団法人栗東市スポーツ協会	会長	宮城 安治
産業・経済関係	栗東市商工会	会長	田中 康人
市関係	栗東市	副市長	上山 輝幸
市関係	栗東市教育委員会	教育長	今井 義尚

常任委員：39名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市議会関係	栗東市議会	副議長	川嶋 恵
市議会関係	栗東市議会 議会運営委員会	委員長	中野 光一
市議会関係	栗東市議会 総務常任委員会	委員長	三木 敏嗣
市議会関係	栗東市議会 環境建設常任委員会	委員長	武村 賞
市議会関係	栗東市議会 文教福祉常任委員会	委員長	上田 忠博
競技団体	滋賀県ゴルフ連盟	会長	南 啓次郎
競技団体	滋賀県レスリング協会	会長	谷口 剛
競技団体	滋賀県パワーリフティング協会	理事長	中出 裕己
競技団体	ジャパンスローイングビンゴ協会	会長	大塚 政行
競技団体	滋賀県スポーツチャンバラ協会	理事	岡田 利浩
競技団体	滋賀県ビリヤード協会	理事長	大橋 義治
競技団体	滋賀県卓球バレー協会	事務局長	原 陽一
スポーツ関係	公益財団法人栗東市スポーツ協会	副会長	野村 昌弘
スポーツ関係	栗東市スポーツ推進委員協議会	委員長	川村 光弘
産業・経済関係	栗東市商工会	副会長	鶴田 泰伸
産業・経済関係	レーク滋賀農業協同組合 栗東地区統括本部	栗東管理課長	溝口 英樹
産業・経済関係	一般社団法人栗東市観光協会	会長	田中 義信
市民団体・各種団体	栗東市自治連合会	監査	井上 守
医療・福祉関係	一般社団法人草津栗東医師会	会長	新木 真一
医療・福祉関係	社会福祉法人済生会滋賀県病院	院長	三木 恒治
医療・福祉関係	社会福祉法人栗東市社会福祉協議会	会長	平田 善之
警備・消防	滋賀県草津警察署	署長	羽田 賢一
警備・消防	湖南広域消防局 中消防署	署長	八木 清和
教育・学校関係	栗東市園長会	代表	生源寺 桐世
教育・学校関係	栗東市小中学校校長会	会長	黒川 俊文
通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎
通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎
通信・輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社栗東駅（手原駅）	草津駅長	木原 彰彦
宿泊関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	金子 博美
市関係	栗東市議会事務局	事務局長	高田 正敏
市関係	栗東市政策推進部	部長	西村 滋城
市関係	栗東市総務部	部長	駒井 隆司

市関係	栗東市市民部	部長	的場 紀雄
市関係	栗東市健康福祉部	部長	青木 利英
市関係	栗東市環境経済部	部長	岩松 豊広
市関係	栗東市都市整備部	部長	村瀬 信幸
市関係	栗東市建設部	部長	井上 和典
市関係	栗東市こども家庭局	局長	福田 茂幸
市関係	栗東市教育委員会	部長	中川 謙二

監事：2名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市関係	栗東市監査委員	代表監査委員	大橋 慎一
市関係	栗東市	会計管理者	大塚 浩幸

委員：24名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
競技団体	栗東市ゴルフ協会	会長	松岡 良忠
競技団体	栗東市スポーツ少年団	本部長	梅景 康裕
競技団体	治西ゆうあいスポーツクラブ	副会長	豚座 誠
競技団体	総合型クラブ特定非営利活動法人りっとう	理事	織川 篤志
会場関係	琵琶湖カントリー倶楽部	支配人	河崎 泰行
市民団体・各種団体	栗東国際交流協会	会長	平田 善之
市民団体・各種団体	公益社団法人栗東市シルバー人材センター	理事長	高野 正勝
市民団体・各種団体	栗東ロータリークラブ	直前会長	塚田 耕司
市民団体・各種団体	栗東ライオンズクラブ	前会長	田中 義信
市民団体・各種団体	公益社団法人栗東青年会議所	前理事長	加藤 万里
市民団体・各種団体	栗東市老人クラブ連合会	会長	堀池 兵二
医療・福祉関係	栗東市健康推進員連絡協議会	会長	三木 美智代
医療・福祉関係	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	会長	富永 健二郎
医療・福祉関係	栗東市中心身障害児（者）連合会	副会長	山中 淳喜
医療・福祉関係	草津保護区保護司会栗東支部	副会長	木村 稔
医療・福祉関係	栗東市女性団体連絡協議会	会長	森野 公美子
医療・福祉関係	栗東市青少年育成市民会議	副会長	居合 妙子
医療・福祉関係	栗東市赤十字奉仕団	委員長	坂口 栄子
通信・輸送・交通関係	草津栗東交通安全協会	会長	綾井 考子
通信・輸送・交通関係	帝産湖南交通株式会社	常務取締役	藤田 裕人
通信・輸送・交通関係	近江鉄道株式会社	代表取締役社長	藤井 高明
通信・輸送・交通関係	日本郵便株式会社 栗東郵便局	局長	河野 匡博
通信・輸送・交通関係	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀県高速道路事務所	所長	勢渡 智和
教育・学校関係	滋賀県高等学校体育連盟 レスリング専門部	委員長	田中 秀人

顧問：2名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
県議会関係	滋賀県議会（栗東市選挙区選出）	議員	九里 学
県議会関係	滋賀県議会（栗東市選挙区選出）	議員	田中 英樹

参与：30名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市議会	栗東市議会	議員	田村 隆光
市議会	栗東市議会	議員	櫻井 浩司
市議会	栗東市議会	議員	上石田 昌子
市議会	栗東市議会	議員	青木 千尋
市議会	栗東市議会	議員	梶原 美保
市議会	栗東市議会	議員	西田 聡
市議会	栗東市議会	議員	塩見 隆
市議会	栗東市議会	議員	寺田 靖広
市議会	栗東市議会	議員	島田 利恵
市議会	栗東市議会	議員	奥村 明
市議会	栗東市議会	議員	谷口 律香
市議会	栗東市議会	議員	(欠員)
市関係	栗東市教育委員会	教育長職務代理者	内記 一彦
市関係	栗東市教育委員会	委員	田中 和子
市関係	栗東市教育委員会	委員	多田 玲子
市関係	栗東市教育委員会	委員	清水 厚芳
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	四倉 幹木
報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	藤田 文亮
報道関係	株式会社読売新聞社大津支局	支局長	山崎 光祥
報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	土塚 英樹
報道関係	株式会社中日新聞社大津主管支局	支局長	西尾 述志
報道関係	株式会社京都新聞社滋賀南部総局	総局長	日下田 貴政
報道関係	株式会社日本経済新聞社大津支局	支局長	加賀谷 和樹
報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	正村 一朗
報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	松本 晃
報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	湯川 雅史
報道関係	株式会社京都放送滋賀支社	支社長	森永 貴則
報道関係	びわ湖放送株式会社	代表取締役社長	西川 忠雄
報道関係	株式会社エフエム滋賀	代表取締役社長	大森 七幸
報道関係	株式会社ZTV滋賀放送局	滋賀放送局長	松本 公誠

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会事務局規程

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務局)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、栗東市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進課に置く。

## (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

## (職員)

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる栗東市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員等を置くことができる。

3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

## (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

## (服務)

第6条 職員の服務については、栗東市職員の服務に関する規程(平成7年栗東町訓令第3号)の例による。

## 第2章 決裁

## (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会および常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。

- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

#### (専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

#### (代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

#### (文書の管理及び取扱い)

第10条 文書には、「わ輝栗実委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

第11条 処理済みの文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときには、保存文書を栗東市へ引き継ぐものとする。

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、栗東市文書取扱規程(平成12年栗東町訓令第6号)の例による。

### 第4章 公印

#### (公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体、用途及び個数は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、栗東市公印規則(昭和51年栗東町規則第6号)の例による。

### 第5章 財務

#### (旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、栗東市職員等の旅費に関する条例(昭和60栗東町条例第9号)及び栗東市職員等の旅費の支給に関する規則(昭和55年栗東町規則第5号)の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について、費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、栗

東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栗東町条例第24号)の例による。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

#### (予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

#### (決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書やその他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

#### (出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計を処理させるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

#### (金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

#### (準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、栗東市財務規則(昭和46年栗東町規則第18号)の例による。

### 第6章 補則

#### (委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2(第4条関係)

事務局長	栗東市教育委員会事務局教育部 部長
事務局次長	栗東市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進課 課長
事務局職員	栗東市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進課職員

別表第3(第8条関係)

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員等の任免に関すること。	○	
(3) 非常勤職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行命令に関すること。	実行委員会の委員等、事務局次長	事務局職員 非常勤職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(7) 予算の流用に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(8) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4(第9条関係)

決裁権者	代決者
会長	会長があらかじめ指名する副会長
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第5(第13条関係)

名称	形状	大きさ	書体	用途	個数
国スポ・障スポ栗東市 実行委員会会長之印	正方形	24ミリ メートル	てん書	会長名をもって する文書	1個